

○甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に
関する条例

平成27年3月25日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、当該利用に係る支給認定保護者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として、利用者負担額を支払うべき支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、規則で定める特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。